

「養育費」について

1 養育費とは

次の要件のすべてに当てはまるものをいいます。

- ① 支払いの名義人が児童の父親であること。
- ② 受け取った者が母親又は児童（母親又は児童の代理人も含まれます。以下同じ。）であること。
- ③ 父親から母親又は児童に支払われたものが金銭又は有価証券（小切手、手形、株券、商品券など）であること。
- ④ 父親から母親又は児童への支払い方法が手渡し（代理人を介した手渡しを含みます。）、郵送、母親名義又は児童名義の銀行口座への振込みであること。
- ⑤ 「養育費」、「仕送り」、「生活費」、「自宅などローンの肩代わり」、「家賃」、「光熱費」、「教育費」など児童の養育に関係のある経費として支払われていること。

2 養育費に含まれないもの

- ① 児童扶養手当を受給している母親が監護している児童の父親以外から支払われたもの
- ② 母親又は児童以外の者が受け取っている場合
- ③ 支払われたものが、不動産（土地、建物等）、動産（車、家財道具等）の場合
- ④ 支払い方法が、母親又は児童以外の者への手渡し、郵送、口座振込の場合
- ⑤ 「慰謝料」、「財産分与」として支払われる場合

◎父子家庭の方は、母親と父親を入れ替えて読んでください。

◎養育費かどうか分からぬ場合は、子育て支援課児童係（0155-62-9733）までご連絡ください。